

市街化区域から市街化調整区域への区域区分の見直しについて (報告)

1. 報告の理由

区域区分見直しは、区域区分見直しのあり方に関する専門小委員会の審議を経て、令和元年12月に策定された「北九州市区域区分見直しの基本方針」をもとに進めている取組である。現在、都市計画原案を作成し、都市計画手続きに着手したため、これまでの取組内容や現在の状況について報告するもの。

2. 目的

本市では、人口減少や超高齢化、頻発する災害の激甚化が進行する中においても、持続可能なまちが実現できるよう、コンパクトなまちづくりを進めている。その取組の一環として、市街化区域内の災害対応力等に課題を抱える斜面地等において、新たな開発等により市街化が拡がらないよう、市街化調整区域へ見直すもの。

3. 取組の経緯

市街化調整区域への見直しは、基本方針で示す通り、合意形成が図られた地域において行うこととしている。

これまで、令和元年12月に八幡東区、令和3年3月にその他6区について、たたき台となる当初候補地を公表して以降、関係者の方々からいただいた意見をもとに修正を重ね、令和4年4月までに候補地修正案(第1版)、令和5年2月に候補地修正案(第2版)を公表してきた。

この度、令和5年8月に都市計画原案を公表し、都市計画手続きに着手しており、都市計画原案の縦覧及び公聴会の開催を終えたところである。

4. 今後のスケジュール(予定)

令和6年 2月 都市計画案縦覧・意見書の受付

令和6年 5月 都市計画審議会付議

令和6年 7月 都市計画変更告示